

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準(昭和61年芦屋市基準)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)、廃止前の和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)がなされていないこと。
- (6) 運行開始日までに、道路運送法第21条第2項に規定する国土交通大臣の許可を取得見込みのある者。
- (7) 複数の入札参加資格者で構成される共同企業体等による応募は認めない。